

□みなべ町 放課後等デイサービス事業 はぐみの移転（令和4年5月～7月を目途）

地域に根ざした事業所を目指し、建物を活かして地域への開放・地域における公益的な取組等を検討

□通園ありんこ 児童発達支援センター化（令和4年10月を目途）

地域の児童分野の中核を担う事業所として、より専門的な支援・発信を行う。

□2022年（令和4年）4月1日より義務化

○虐待防止について

1. 職員への研修実施（継続+新たな研修を計画）

（※協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に参加してもよい）

2. 虐待防止の為の対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置、委員会での検討結果を職員へ周知徹底

（※委員会は事業所単位でなく法人単位でも可・委員会は管理者や虐待防止責任者の参加でよい、最低人数は設けない）

※ふたばでは各管理者が虐待防止責任者として任命されている為、委員は各管理者と想定している。

※令和4年4月・5月の間に第1回委員会を開催予定

3. 虐待防止等の為の責任者の設置（引き続き管理者が虐待防止責任者として任命される予定）

4. 上記に関連する虐待防止委員会規程の作成

○パワーハラスメント防止対策（2020年6月1日～※中小企業は2022年4月1日～）

1. 就業規則等の変更（就業規則への記載・規定の作成）

2. 相談窓口の設置

パワーハラスメント防止対策の義務化と同時に法律の改正に伴いセクシャルハラスメント・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策も必要となる。

□2024年（令和6年）度より義務化

○社会福祉法人におけるBCP（業務継続計画）の策定義務

・BCP策定の目的としては、「生命を守る」「継続したサービスを提供する」「意思決定と周囲との連携」の3つの要点。

感染症蔓延時や災害が発生した際に事業所が被る損害を最小限に抑えて業務を継続、あるいは復旧させるための計画案が必要。

2024年度からの義務化に向け、2022（令和4年）4月1日～検討委員会を設置予定

※社会福祉施設等におけるBCP様式をベースに各事業所の状況・災害・感染症に沿った中身の検討を行う。

□理事会等にて検討中事項

・未来基金について、新しい形の提案（理事会・支援会で議論を行う。）

・職員紹介制度の導入の検討

・資格取得の求めについて

・サービス管理責任者研修の新規受講・更新、年数・職務による受講可能な職員については漏れなく受講

□その他

・有給休暇の年間5日以上の計画的な取得

・加入要件適用拡大に伴う社会保険加入について（令和4年10月～）

加入要件：週の所定労働時間が20時間以上ある、賃金月額が8.8万円以上（年収106万円以上）である等